

平成 30 年 5 月 11 日

各 位

会 社 名 株式会社ヒガシトゥエンティワン
代表取締役社長 金森 滋美
(東証第二部：9029)
問 合 せ 先 常務執行役員 田口 宗勝
TEL：06-6945-5611

譲渡制限付株式報酬制度の導入及び取締役の報酬額の改定 並びに役員退職慰労金制度の廃止に関するお知らせ

当社は、平成 30 年 5 月 11 日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、その一環として、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）の導入を決議するとともに役員退職慰労金制度の廃止及び当該廃止に伴う打ち切り支給を決議し、本制度に関する議案を平成 30 年 6 月 20 日開催予定の第 96 期定時株主総会（以下「本株主総会」といいます。）に付議することといたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 本制度の導入目的等

(1) 本制度の導入目的

本制度は、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」といいます。）が、中長期的な企業価値増大への貢献意識を高め、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、対象取締役に対し、当社の普通株式を用いた譲渡制限付株式を割り当てるものです。

(2) 本制度の導入条件

本制度においては、対象取締役に対して譲渡制限付株式の割当てのために金銭報酬債権を報酬として支給することとなるため、本制度の導入は、本株主総会においてかかる報酬を支給することにつき株主の皆様のご承認を得られることを条件といたします。

当社の取締役の報酬額は、平成 5 年 6 月 8 日開催の第 71 期定時株主総会において、月額 17 百万円（年額換算 204 百万円）以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とのご承認をいただいておりますが、本株主総会では、当該報酬枠とは別枠にて本制度に係る報酬枠を設定することにつき、株主の皆様にご承認をお願いする予定です。

2. 本制度の概要

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給される金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は年額 24 百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定いたします。

本制度により当社が発行又は処分する普通株式の総数は年 60,000 株以内といたします。ただし、

本議案の決議の日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分する当社の普通株式の総数の調整を必要とする事由が生じた場合には、当該総数を合理的に調整することができるものいたします。また、1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定されます。

本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、当該割当契約は以下の内容を含むものいたします。

- ① 割当てを受けた取締役は一定期間、当該株式について譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならないこと。
- ② 一定の事由が生じた場合には、割当てられた譲渡制限付株式を当該取締役から当社が無償で取得すること。

3. 取締役の報酬額の改定

本制度に係る対象取締役の報酬額を上記のとおり年額 24 百万円以内とすることに伴い、現行の取締役の報酬額について、従来、ご承認いただいていた月額 17 百万円（年額換算 204 百万円）以内から、年額 180 百万円以内（うち社外取締役 15 百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）に変更することも本議案の内容といたします。

本制度に係る報酬枠と合わせた改定後の取締役の報酬額の合計は、現行の報酬額を年換算した金額である 204 百万円以内と同額となります。

4. 当社の執行役員への付与

本株主総会において本制度の導入についてご承認いただいた場合、当社の執行役員に対しても、対象取締役に對するものと同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入し、当社の普通株式を発行又は処分する予定です。

5. 役員退職慰労金制度の廃止

(1) 廃止の理由

当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、本制度を導入するにあたり、取締役及び監査役を対象とした役員退職慰労金制度を廃止することといたしました。

(2) 制度の廃止日

平成 30 年 6 月 20 日開催予定の第 96 期定時株主総会終結の時をもって廃止いたします。

(3) 制度廃止に伴う打ち切り支給について

役員退職慰労金制度の廃止に伴い、在任中の取締役及び監査役については、同制度廃止の時（本株主総会終結の時）までの在任期間に応じて、当社所定の基準に従い、退職慰労金を打ち切り支給することを本株主総会において承認を得た上で、各取締役及び監査役の退任時に支給いたします。

(4) 業績に与える影響

当社は従来から、将来の役員退職慰労金の支給に備え、所定の基準に基づく要支給額を役員退職慰労引当金として計上しておりますので、業績への影響はありません。

以 上